

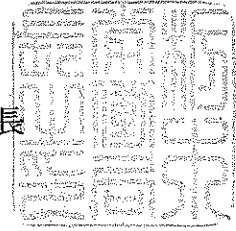


栃労発基 0519 第1号  
令和4年5月19日

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会 会長 殿



栃木労働局長



労働災害防止運動の実施について（協力要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年における栃木県内の休業4日以上之死傷者数は4年連続で増加し、平成10年以降で最多となる2,312人を数え、19人もの尊い命が失われました。

また、今年に入ってから、4月末現在で、死傷者数は749人と昨年同期よりも136人、22.2%増加し、死亡災害では5人もの尊い命が失われており、労働災害の増加に歯止めがかからない事態となっています。

労働災害増加の要因として、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）の増加や高齢労働者の災害の増加が考えられます。また、墜落・転落やはさまれ・巻き込まれなどの在来型災害においても、安全の作業手順等を省略するなどの不安全行動に起因した災害が依然として発生しており、これも要因の一つといえます。

このため、当局においては、こうした行動災害の起因となる不安全行動等の“あぶない行動”につながる“あわてる”“あせる”“あなどる”を‘しない・させない’ための「Aない声かけ運動！」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組む『Aない声かけ運動！プラス』（以下「本運動」という。）を下記により実施することとしました。

ついでには、貴団体におかれましても、本運動の趣旨を御理解いただき、別添のリーフレットなどを活用して傘下の会員事業場に対して積極的な取組みを周知指導いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 実施期間

本 期 間：令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

（準備期間：令和4年5月9日から令和4年5月31日まで）

### 2 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなどらず”

### 3 実施事項等

別添の実施要綱及びリーフレットのとおり